



「若鮎」

生徒指導便り No.2

令和2年7月27日発行

山梨県立吉田高等学校

「若鮎」…吉高生の健やかな成長を願い、
第一応援歌の歌詞から命名しました。

◎想像力・創造力を高めよう

緊急事態宣言が5月25日に解除され、「新しい生活様式」での学校生活がスタートして2か月たちました。本校ではこの間、授業が再開され、最初の定期試験や第71回蒼風祭などが実施されました。生徒の皆さんは、誰も経験したことのない環境の中で、創造力・想像力を駆使して、引き続き何事にも最善を尽くして取り組む努力を、これからも続けてください。受験を控えた3年生、学校の中心的存在となり、修学旅行を控えた2年生、まだ一度も保護者を交えて集まれてない1年生、学年により違いはありますが、職員一同、生徒の皆さんの心に寄り添います。本日から、一部を除き三者懇談が始まります。何かあれば、遠慮なくご相談下さい。

今年度は、新型コロナウイルスの影響か定かではありませんが、ここまで山梨県内で高校生を狙った不審者に関する情報が多数発出されています。東部・富士五湖地域でも、5月から7月にかけて、富士急行線の車内やショッピングモールなどで声掛けなどの事案が報告されています。情報が整い次第、クラウドサービス classi に掲載します。不審者等に遭遇、発見した場合は「すぐ逃げる、近くの人に助けを求める。近隣へ避難する」等、安全を確保する迅速な行動をとることが第一です。その後、速やかに警察に通報、または学校に連絡して下さい。また、登下校時にはできる限り複数で、人通りのない道は避けて下さい。

◎マナーを守ろう

学園祭準備期間、歩きスマホをしながら下校する生徒が多数見受けられました。また、本校正門前の交差点では、赤信号で横断する、自転車で斜めに交差点を横断する行動が見受けられました。交通ルールを遵守し、常に自他の生命の安全を確認して行動するようにしましょう。

保護者の皆様にお願ひがあります。残念なことですが、朝、学校前の交差点や付近の店舗に車を止めての送迎が見受けられます。教室や学校HPに掲載されている登下校時の乗降エリアを厳守し、マナーを心がけた運転のご協力をお願いいたします。ただし、怪我など特別な事情がある場合は許可を受け、構内まで車で送迎することができます。



◎保護者の皆様へ

本年度から「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車保険加入義務化がなされました。自転車事故で相手にけがをさせた場合には、刑事上の責任に加え、被害者に対する損害賠償責任が生じます。山梨県では、被害者の保護を図るため、万が一の事故に備える保険への加入を条例により義務化し、学校に保険の加入の有無を確認することを求めています。本校でも自転車通学生徒を対象に、自転車保険加入を促進するため、加入確認票の記入をお願いすることとしました。自転車通学生徒全員の確認ができました。ご協力ありがとうございました。

さて、夏休みに入るこの時期は行動範囲も広がり開放感から問題行動を誘発しがちです。休業中に不測の事態が発生した場合には、直ちに担任または学校にご連絡下さい。

今回の三者懇談の資料の中に「山梨県青少年保護育成条例の改正」が用意されています。SNSによる被害拡大を防ぐための対策が記されていますので、ご家庭においてもご一読いただき、お子様との会話のきっかけにしてください。

また、生徒の普通自動車運転免許の取得については3年次進路決定後許可制となっています。詳しい手続きについては学校からお知らせいたしますので、それまで教習所に入所することがないようにご注意下さい。

緊急連絡先

➤ 山梨県立吉田高等学校

TEL 0555 (22) 2540

山梨県の主な相談窓口

- いじめ・不登校ホットライン(山梨県総合教育センター)
055-263-3711 24時間対応
- 24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310 24時間対応
- チャイルドライン
0120-99-7777 毎日 16:00-21:00
- こころの発達総合支援センター
055-254-8631 月～金 8:30-17:00
- ヤングテレフォン
055-235-4444 月～金 8:30-17:00
- 山梨性暴力被害者サポートセンター
055-222-5562 月～金 10:00-16:00
- 都留児童相談所
0554-45-7835 月～金 8:30-17:00

